

収 受 印

平成 年 月 日		報 告 者	(住所)	(電話)	局 番
税務署長 殿			(氏名又は名称及び代表者氏名)		⑩
(酒類販売管理者の氏名及び年齢) (歳)			(酒類小売販売場の所在地及び名称)		
(酒類販売管理研修の受講状況) 1 : 受講済 [直近の研修受講年月日] 平成 年 月 日 2 : 未受講					
(酒類販売管理者に代わる責任者の人数) 101 総数: 名	104 (店舗全体の面積) m ²	105 (酒類売場の面積) m ²	106 (営業時間) 時 分~ 時 分・24時間 (定休:)		
(注)責任者を指名している場合は、4面の《酒類販売管理者に代わる責任者の氏名・基準》にも記載してください。					
102 (免許条件) 1 : 製造 2 : 小売業 (卸小売兼業を含む) 3 : 期限付小売業 (免許期間: 平成 年 月 日~ 年 月 日)					
103 (酒類小売販売場の業態等の区分) 1 : 一般酒販店 (酒屋、酒類専門店等) 2 : コンビニエンスストア 3 : スーパーマーケット 4 : 百貨店 5 : 1~4以外の量販店 (ディスカウントストア等) 6 ㉠ : 業務用卸主体店、6 ㉡ : ホームセンター・ドラッグストア 6 ㉢ : その他					
107 平成22年4月1日現在、酒類の販売 (売場のみではなく、通信販売等すべての酒類販売) を行っていない場合は、酒類の販売を行っていない理由に○印を付し、1及び2については、年月を記入してください。 酒類の販売を行っていない場合は、101、105及び108以降の項目については記載不要です。 1 : 平成 年 月以降販売予定 2 : 平成 年 月まで販売していたが現在販売していない 3 : その他					
平成22年4月1日現在 (期限付酒類小売業免許を受けた者は上記の免許期間) における未成年者の飲酒防止に関する表示基準 (以下「表示基準」という。) の実施状況、酒類販売管理者が行う助言等及び経営に関する情報について、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第91条及び同法施行規則第11条の16の規定により報告します。また、酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況及び自動販売機の設置状況等について併せて報告します。					
項 目			区 分	※税務署整理欄 (実態確認状況)	
表 示 基 準 の 実 施 状 況 等	1 酒類の陳列場所を設けて販売している。 「いいえ」に「○」を付した方は、次の(1)及び(2)の記載は不要です。		はい・いいえ	108	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(1) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行っている。		はい・いいえ	109	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(2) 酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、明確に区分するための表示 (「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨)の表示を行っている。		はい・いいえ	110	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	2 酒類の通信販売 (インターネットを含む) を行っている。 (注) 1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」に「○」を付した方は、次の項目の記載は不要です。		はい・いいえ	111	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	酒類の通信販売 (インターネットを含む) における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行っている。		はい・いいえ	112	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設けている。		はい・いいえ	113	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
3 酒類の自動販売機を設置している。 (注) 酒類の自動販売機を設置している場合は、3面の《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施状況等》にも記載してください。		はい・いいえ	114	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	

※ 酒類の自動販売機を設置している場合は、次の項目にも記載してください。設置していない場合には記載する必要はありません。

《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施状況等》

順 号		301	401	501	601	※税務署整理欄 (実態確認状況)	
自動販売機の設置年月		昭平 年 月	昭平 年 月	昭平 年 月	昭平 年 月	2	
自動販売機の種類		改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	3	
自動販売機の設置位置		店内・店外	店内・店外	店内・店外	店内・店外	4	
酒類自動販売機に係る表示基準の実施状況等	未成年者の飲酒は禁止されている旨	有・無	有・無	有・無	有・無	5	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	免許者の氏名又は名称	有・無	有・無	有・無	有・無	6	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	酒類販売管理者の氏名	有・無	有・無	有・無	有・無	7	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	連絡先の所在地及び電話番号	有・無	有・無	有・無	有・無	8	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	販売停止時間	有・無	有・無	有・無	有・無	9	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
店外販売機の改良型以外の酒類自動販売機の撤廃予定の状況等	(1) 撤廃の予定等を次から1つ選択し記号を○で囲んでください。 (イ 早急に撤廃予定 ロ 早急に改良型に切替予定 ハ 稼働させていない ニ 撤廃する予定はない)	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	10	
	(2) (1)で「イ」又は「ロ」を選択した場合には撤廃予定日又は改良型への切替予定日を記載してください。	撤廃等予定年月日 年 月 日	撤廃等予定年月日 年 月 日	撤廃等予定年月日 年 月 日	撤廃等予定年月日 年 月 日	11	
	(3) (1)で「ニ」を選択した場合には撤廃しない具体的な理由を右欄から選択し記号を○で囲んでください。	a 経済的な理由（売上高の減少、撤廃・改良型切替の費用負担困難） b 周辺地域の酒販店が撤去していない c その他〔具体的に：				12	
表示基準を遵守しない理由	(1) 表示基準を遵守しない場合その理由を次から1つ選択し記号を○で囲んでください。 (イ 基準を知らなかった ロ 基準を理解していなかった ハ 表示し忘れていた ニ 消えていたことに気付かなかった)	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	13	
	(2) 表示基準を遵守した表示を行う予定日を記載してください。	表示予定年月日 年 月 日	表示予定年月日 年 月 日	表示予定年月日 年 月 日	表示予定年月日 年 月 日	14	
販売停止等のためのタイマーの設置の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	15	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
セレクトボタン部分への酒類である旨の表示の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	16	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

※ 税務署整理欄

--

《酒類販売管理者に代わる責任者の氏名・指名の基準》

氏名（年齢）	指名の基準	氏名（年齢）	指名の基準	氏名（年齢）	指名の基準
（ 歳）		（ 歳）		（ 歳）	
（ 歳）		（ 歳）		（ 歳）	
（ 歳）		（ 歳）		（ 歳）	

(注)「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。

《責任者の指名の基準》

番号	基 準
1	夜間（23時から翌日5時）において、酒類の販売を行う場合（成年者の指名をお願いします。）
2	酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（2～3時間以上）不在となることがある場合
3	酒類売場の面積が著しく大きい場合（100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名）
4	同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合（酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名）
5	同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（20メートル以上離れている場合）
6	複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合（3箇所以上ある場合）
7	その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

【 記 載 要 領 】

- 1 酒類小売業者の方は、酒類小売販売場ごとにこの報告書を作成し、4月30日まで（期限付小売業者の方は、販売期間終了後から1週間以内）に販売場を所轄する税務署に提出してください。
- 2 該当する「番号」、「はい」・「いいえ」、「有」・「無」等に○印を付してください。
- 3 「※ 税務署整理欄」には、何も記載しないでください。

1面関係

- 4 「酒類販売管理研修の受講状況」欄は、酒類販売管理者の研修受講状況を記載してください。また、「直近の研修受講年月日」欄には、直近に受講した「酒類販売管理研修」又は3年ごとの「定期研修」の受講日を記載してください。

3面関係

- 5 「自動販売機の種類」欄は、設置している自動販売機が改良型自動販売機である場合には「改良型」を、改良型以外の自動販売機である場合は「改良型以外」を○で囲んでください。

【注】 改良型自動販売機とは、対面交付した磁気カードや運転免許証を読み取ることによって稼働可能となる等、未成年者による酒類の購入を防止することが可能と認められる自動販売機をいいます（現行の酒類自動販売機にカードや運転免許証の読み取り装置等を装着することにより、同様の機能を有することとなるものを含みます。）。

- 6 「自動販売機の設置位置」欄は、設置している酒類の自動販売機が、店舗の屋内に設置され店内に入らなければ購入することができない状態となっている場合には「店内」を、それ以外の場合には「店外」を○で囲んでください（例：店舗の敷地内であっても屋外に設置されている場合には「店外」となります。）。

- 7 「店外の改良型以外の酒類自動販売機の撤廃予定の状況等」欄の(1)は、店外に改良型以外の酒類の自動販売機を設置している場合に、その撤廃予定の状況等をイからニのうちの一つを選択し、記載欄の該当箇所を○で囲んでください。

【参考】 全国小売酒販組合中央会は、平成7年5月に、平成12年5月を期限とする現行の酒類自動販売機の撤廃決議を行い、国税庁としても、平成7年7月に「酒類自動販売機に係る取扱指針」を制定し、酒類販売業者に対して、新たに酒類自動販売機を設置する場合には、改良型自動販売機以外は設置しない、また改良型自動販売機以外の酒類自動販売機については、撤廃又は改良型自動販売機への切換えを行うよう必要な助言を行ってきています。

- 8 「表示基準を遵守しない理由」欄の(1)は、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」を遵守していない場合に、その理由をイからニのうちの一つを選択し、記載欄の該当箇所を○で囲んでください。

また、今後、表示をする予定日を(2)の記載欄に記載してください。

※ 税務署整理欄

--